



特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 松戸市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び松戸市市税条例第44条の規定により、特別徴収税額の納期の特例の承認を受けたいので申請します。

Form with fields for address (所在地), name (フリガナ, 名称), representative (代表者の職氏名), phone number (電話番号), and taxpayer details (法人番号, 特別徴収義務者指定番号, 担当者).

Field for tax agent name (関与税理士署名) with contact information (連絡先).

Table for special provisions (特例の適用を受けようとする税額) with columns for month/year (月区分), staff (給与支払人員), and amount (給与支払額). Includes explanatory text and a final row for approval status (申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日).

【注意事項】

- 1. 事業所全体における人数が常時10人未満の場合のみ、納期の特例の承認を受けられます。(臨時勤務者は除く)
2. 常時10人未満の事業所につきましても、本市における市税に滞納がある場合は、納期の特例の承認を受けられないことがあります。
3. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
4. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【送付先】 〒 -

【提出先】 〒271-8588 松戸市根本387番地の5 松戸市役所 財務部 収納課

## SAMPLE

受付印

## 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 松戸市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方税法第321条の5の2及び松戸市市税条例第44条の規定により、特別徴収税額の納期の特例の承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)	千葉県松戸市松戸1丁目2番地3号													
フリガナ	カブシキガイシャ マツド													
名称 (氏名)	株式会社 松戸													
代表者の 職氏名	代表取締役 松戸 太郎					電話番号	047 - 1234 - 5678							
法人番号 (13桁法人のみ 記載)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	担当者 (連絡先) 047 (1234) 5678 (氏名) 松戸 次郎
特別徴収義務者 指定番号	1234567					※市町村ごと に異なります								

関与税理士 署名	松戸税理士事務所 松戸 三郎	(連絡先) 047 (1234) 9876
-------------	----------------	--------------------------

特例の適用を受けようとする税額	令和3年6月以後の特別徴収税額		
	月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間における、各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含みます。 ※松戸市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額を記入してください。 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別に上段の括弧内に記入してください。	令和3年5月	(臨時1人)	(50,000円)
		常時5人	1,500,000円
	令和3年4月	(臨時1人)	(50,000円)
		常時5人	1,500,000円
	令和3年3月	(臨時1人)	(50,000円)
		常時5人	1,500,000円
	令和3年2月	(臨時1人)	(50,000円)
		常時5人	1,500,000円
	令和3年1月	(臨時1人)	(50,000円)
		常時5人	1,500,000円
	令和2年12月	(臨時1人)	(50,000円)
		常時5人	2,700,000円
松戸市に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消) ・ (無)		

## 【注意事項】

- 事業所全体における人数が常時10人未満の場合のみ、納期の特例の承認を受けられます。(臨時勤務者は除く)
- 常時10人未満の事業所につきましても、本市における市税に滞納がある場合は、納期の特例の承認を受けられないことがあります。
- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までお願いいたします。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【送付先】〒 -

【提出先】〒271-8588 松戸市根本387番地の5 松戸市役所 財務部 収納課